

納税通知書(表)の見方

お問合せ先：府中市保険年金課
Tel 042-335-4055 (自動音声案内を導入しています)

183-0022
東京都府中市宮西町2丁目24番地
101

府中 太郎 様

0070401908

1/2
通知書番号 0600001000
被保険者番号 00000001

令和 8年度国民健康保険税を下記のとおり決定(更正)いたしましたので通知します。

令和 8年 4月 8日

東京都府中市市長
高野 律雄

令和 8年度 国民健康保険税決定(更正) 通知書

この通知書は、令和 8年 3月18日時点の情報により算定しています。

1	決定 保険税	更正前 40,300 円	更正後 379,800 円	増減 339,500 円
---	-----------	-----------------	------------------	-----------------

※納付済額は表示されておりません。

普通徴収		期別納付額		納付済額		今回納付額	
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額	納付済額	今回納付額
1期	令和 8年 7月31日	5,100	42,200	0	42,200	0	42,200
2期	令和 8年 8月31日	4,400	42,200	0	42,200	0	42,200
3期	令和 8年 9月30日	4,400	42,200	0	42,200	0	42,200
4期	令和 8年11月 2日	4,400	42,200	0	42,200	0	42,200
5期	令和 8年11月30日	4,400	42,200	0	42,200	0	42,200
6期	令和 8年12月28日	4,400	42,200	0	42,200	0	42,200
7期	令和 9年 2月 1日	4,400	42,200	0	42,200	0	42,200
8期	令和 9年 3月 1日	4,400	42,200	0	42,200	0	42,200
9期	令和 9年 3月31日	4,400	42,200	0	42,200	0	42,200

特別徴収		月別納付額		納付済額		今回納付額	
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額	納付済額	今回納付額
4月	令和 8年 5月11日	0	0	0	0	0	0
6月	令和 8年 7月10日	0	0	0	0	0	0
8月	令和 8年 9月10日	0	0	0	0	0	0
10月	令和 8年11月10日	0	0	0	0	0	0
12月	令和 9年 1月12日	0	0	0	0	0	0
2月	令和 9年 3月10日	0	0	0	0	0	0

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

金融機関名	
口座種別	
振替区分	
口座番号	
口座名義人	

保険税納付方法等	
徴収方法	
納税義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

この通知書の賦課内容に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に府中市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知書にかかる賦課決定の処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。(法第19条、行政不服審査法第18条) また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)提起することができます。(法第19条の12、行政事件訴訟法第14条) なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができます。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急に必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経なくてもこの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。

◎お問合せの際は、この被保険者番号をお伝えください。

納付いただくのは、更正(変更)後の税額です。
※納付済み額も含まれます。

口座振替を登録している方のみ、表示されます。
登録口座に間違いがないかご確認ください。

◎口座情報のお問合せ
府中市納税課
Tel 042-335-4449(直通)

普通徴収とは？
「納付書」または「口座振替」による納付方法
特別徴収とは？
「年金からの天引き」による納付方法

税額の変更該当者と変更理由を確認できます。

1	変更前後の税額	税額変更前後の税額とその差額
2	普通徴収での納税について	普通徴収の期別ごとの税額・納期限を表示 ※1か月あたりの金額とは異なります。 口座振替の場合、納期限日に引き落とし 「今回納付額」は未納分を含めた最新の納付額
3	特別徴収での納税について	特別徴収の月ごとの税額を表示 徴収額の表示がない場合、年金からの天引きはなし 「今回納付額」は未納分を含めた最新の納付額
4	振替口座	口座振替が登録されている場合のみ、表示 ※登録口座から世帯の国保加入者全員分一括引き落とし ※世帯主変更がないかぎり、国保加入者に変更があった場合でも登録口座からの引き落としは続きます
5	特別徴収に関する情報	徴収方法が特別徴収の場合にのみ、表示

納税通知書(裏)の見方

お問合せ先：府中市保険年金課
Tel 042-335-4055 (自動音声案内を導入しています)

		通知書番号 0600001000		被保険者番号 00000001		
		更正前		更正後		増減
① 医療分	所得割額	基礎額				
		× 5.63 %				(い)
	資産割額	基礎額				
		× 0.00 %				
	均等割額	被保険者数				
		× 28,720 円				
	平等割額	算出額				
	判定					(ろ)
	政令軽減額	所得割額				
		均等割額				
		平等割額				
		増減調整額				(は)
		減免額				
(A) 医療分保険税額		28,700	236,300	207,600		
支援金分	所得割額	基礎額	0	41,418	41,418	
		× 1.92 %				
	資産割額	基礎額	0	0	0	
		× 0.00 %				
	均等割額	被保険者数	1 人	5 人	4 人	
		× 9,640 円	9,640	48,200	38,560	
	平等割額	算出額	9,640	89,618	79,978	
	判定					
	政令軽減額	所得割額	0	0	0	
		均等割額	0	4,820	4,820	
		平等割額	0	0	0	
		増減調整額	-40	-98	-58	
		減免額	0	4,800	4,800	
(B) 支援金分保険税額		9,600	79,900	70,300		
介護分	所得割額	基礎額	*****	2,157,200	2,157,200	
		× 1.80 %	*****	38,829	38,829	
	資産割額	基礎額	*****	0	0	
		× 0.00 %	*****	0	0	
	均等割額	被保険者数	** 人	1 人	1 人	
		× 11,440 円	*****	11,440	11,440	
	平等割額	算出額	*****	50,269	50,269	
	判定		**			
	政令軽減額	所得割額	*****	0	0	
		均等割額	*****	0	0	
		平等割額	*****	0	0	
		増減調整額	*****	-69	-69	
		減免額	*****	0	0	
(C) 介護分保険税額		*****	50,200	50,200		
子ども分	所得割額	基礎額	0	6,471	6,471	
		× 0.30 %				
	資産割額	基礎額	0	0	0	
		× 0.00 %				
	均等割額※	被保険者数	1 人	5 人	4 人	
		× 1,900 円	2,000	9,900	7,900	
	平等割額	算出額	2,000	16,371	14,371	
	判定					
	政令軽減額	所得割額	0	0	0	
		均等割額※	0	1,900	1,900	
		平等割額	0	0	0	
		増減調整額	0	-71	-71	
		減免額	0	1,000	1,000	
(D) 子ども分保険税額		0	16,438	14,471		
② 決定保険税額(A)+(B)+(C)+(D)		40,300	379,800	339,500		

要注意ポイント

所得税額の基礎額とは？
前年の総所得金額等 - 基礎控除 (43万円)

医療分

支援金分

介護分

40歳から64歳までの
方が対象

子ども分

18歳未満の方は、
均等割が全額軽減

詳細は
こちら→



1 今年度分の税額
※医療分・支援金分
介護分・子ども分

(い) 1年分の税額内訳 (医療分 + 支援金分 + 介護納分 + 子ども分)
(ろ) 軽減制度が適用された場合の軽減額
(は) そのほか、軽減や調整等の額
・算出区分ごとに上限税額を超過している場合の超過額
・加入月数が12か月未満の場合の月割り調整額 & 100円未満の端数切捨額

2 変更前後の税額

更正(変更)前後の税額とその差額